

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 ( 2 0 1 7 年 ) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
(町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条の10を第8条の11とし、第8条の9を第8条の10とし、第8条の8の次に次の1条を加える。

（早期流産休暇）

第8条の9 任命権者は、妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療又は心身の疲労回復を要するため勤務することが困難な場合における休養として、早期流産休暇を与えることができる。

2 早期流産休暇は、1日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内で与える。ただし、流産した日において病気休暇を承認されている場合で、当該流産した日の翌日から起算して6日以内に当該病気休暇が終了するときは、1日を単位として、当該病気休暇が終了する日の翌日から、当該流産した日の翌日から起算して7日を経過する日までを限度として、引き続く日数を与える。

第12条の2第2項中「前項に規定する者」を「要介護者」に改め、「同項に規定する」及び「、介護休暇の期間の初日から2年間に限り」を削る。

第12条の3の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の4 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該介護時間の取得の初日から連続する3年の期間内において

与える。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を与えることはできない。

3 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として与える。

4 第9条第1項に規定する育児時間又は町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）第10条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する介護時間は、1日につき2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。

5 任命権者は、介護時間を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

第13条の3の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することが

できない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、同条第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「、当該育児休業」を「当該育児休業」に、「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に、「休養若しくは」を「休養又は」に、「若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「が次に掲げる場合に該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第5号中「再度の」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の町田市規則（以下「規則」という。）で定める方法により養育した」を「を経過した」に、「当該職員」を「当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際、育児休業」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条第1項中「3箇月」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「規則」を「町田市規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第2項中「町田市職員勤勉手当支給規則（昭和33年2月町田市規則第1号）第2条第1項に規定する」を「勤勉手当に係る規則で定める」に、「6箇月」を「6月」に改める。

第10条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に、「を承認されている」を「又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

（町田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第3条 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の6第1項、第2項」を「第26条の6第1項から第3項まで」に改める。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、かつ、その引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

第10条中「その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除くほか」を「勤務時間条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第6条に規定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された代休日をいう。第12条において同じ。）である場合、勤務時間条例に定める休暇（勤務時間条例第10条に規定する生理休暇については市規則で定める日数を限度とし、勤務時間条例第12条の2に規定する介護休暇及び勤務時間条例第12条の4に規定する介護時間を除く。）による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき任命権者の承認がある場合を除き」に、「当り」を「当たり」に、「または」を「又は」に改める。

（町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除くほか」を「時間外勤務代休時間又は休日である場合、管理者が別に定める休暇による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき管理者の承認がある場合を除き」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(早期流産休暇)</u></p> <p><u>第8条の9 任命権者は、妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療又は心身の疲労回復を要するため勤務することが困難な場合における休養として、早期流産休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>2 早期流産休暇は、1日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続き7日以内で与える。ただし、流産した日において病気休暇を承認されている場合で、当該流産した日の翌日から起算して6日以内に当該病気休暇が終了するときは、1日を単位として、当該病気休暇が終了する日の翌日から、当該流産した日の翌日から起算して7日を経過する日までを限度として、引き続き日数を与える。</u></p> <p>(母子保健健診休暇)</p> <p><u>第8条の10 略</u></p> <p>(妊婦通勤時間)</p> <p><u>第8条の11 略</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p><u>第12条の2 略</u></p> <p><u>2 介護休暇は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間及び回数について与える。ただし、6月の期間経過後であっても、更に2回まで通算180日(6月の期間内において既に承認した期間を含む。)を限度として与えることができる。</u></p> <p><u>3～5 略</u></p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第12条の4 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護時間」という。)</u></p>	<p>(母子保健健診休暇)</p> <p><u>第8条の9 略</u></p> <p>(妊婦通勤時間)</p> <p><u>第8条の10 略</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p><u>第12条の2 略</u></p> <p><u>2 介護休暇は、前項に規定する者の各々が2週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間及び回数について与える。ただし、6月の期間経過後であっても、介護休暇の期間の初日から2年間に限り、更に2回まで通算180日(6月の期間内において既に承認した期間を含む。)を限度として与えることができる。</u></p> <p><u>3～5 略</u></p>

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>を承認するものとする。</u></p> <p>2 <u>介護時間は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該介護時間の取得の初日から連続する3年の期間内において与える。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を与えることはできない。</u></p> <p>3 <u>介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として与える。</u></p> <p>4 <u>第9条第1項に規定する育児時間又は町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）第10条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する介護時間は、1日につき2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、介護時間を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除）</p> <p>第13条の3 略</p> <p>2 <u>前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、任命権者が別に定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（育児を行う職員の時間外勤務等の免除）</p> <p>第13条の3 略</p>



町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(<u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</u>)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休養を始め、<u>又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休養又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ <u>養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア <u>前号ア又はイに掲げる場合</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(<u>再度の育児休業をすることができる特別の事情</u>)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休養を始め、<u>若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休養若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際、育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p><u>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）第2条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>3月以内</u>（基準日が12月1日であるときは、<u>6月以内</u>）の期間において勤務した期間（<u>町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定めるこれに</p>	<p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の町田市規則（以下「規則」という。）で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></u></p> <p><u>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について<u>再度の</u>育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）第2条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>3箇月以内</u>（基準日が12月1日であるときは、<u>6箇月以内</u>）の期間において勤務した期間（<u>規則</u>で定めるこれに相当する期間を含む。）があ</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>勤勉手当に係る規則で定めるそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。)第9条第1項に規定する<u>育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>	<p>る職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>町田市職員勤勉手当支給規則(昭和33年2月町田市規則第1号)第2条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。)第9条第1項の<u>規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>

町田市職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第26条の6第1項から第3項まで</u>、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第7条 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、かつ、その引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第8条 略</p> <p>(届出)</p> <p>第9条 略</p> <p>(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)</p> <p>第10条 略</p> <p>(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第11条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第26条の6第1項、第2項</u>、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 略</p> <p>(届出)</p> <p>第8条 略</p> <p>(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)</p> <p>第9条 略</p> <p>(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 略</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条第1項若しくは第5条、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は町田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第48号）<u>第10条第1項第1号</u>の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間条例第5条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日（勤務時間条例第6条に規定する休日及び勤務時間条例第6条の2第1項の規定により指定された代休日をいう。第12条において同じ。）である場合、勤務時間条例に定める休暇（勤務時間条例第10条に規定する生理休暇については市規則で定める日数を限度とし、勤務時間条例第12条の2に規定する介護休暇及び勤務時間条例第12条の4に規定する介護時間を除く。）による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき任命権者の承認がある場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務しなかった月又は翌月以降の給与から減額するものとする。</u></p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条第1項若しくは第5条、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は町田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第48号）<u>第9条第1項第1号</u>の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第10条 職員が勤務しないときは、<u>その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務しなかった月または翌月以降の給与から減額するものとする。</u></p>

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 企業職員が勤務しないときは、<u>時間外勤務代休時間又は休日である場合、管理者が別に定める休暇による場合その他その勤務しないこと、及び給与の減額をしないことにつき管理者の承認がある場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 企業職員が勤務しないときは、<u>その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>2 <u>企業職員が部分休業（当該企業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該企業職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない日又は時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>